

税のお知らせ

8月の納税等

村県民税／第2期
国民健康保険税／第2期
後期高齢者医療保険料／第2期
保育料／8月分
納期限／9月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

税務課窓口で発行できる 主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

● 新年度の証明書は毎年6月1日から発行できます。ただし、収入の確認が取れない方については、証明書の発行ができませんので、その場で住民税申告をしていただく場合があります。

① 所得証明書
前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額が記載されています。

② 課税・非課税証明書
所得証明の内容に加えて、村県民税の年税額や、扶養控除、医療費控除などの所得控除額も記載されています。

2. 固定資産証明書

● 新年度の証明書は毎年4月1日から発行できます。

① 課税台帳登録事項証明書
1月1日現在に所有している土地・家屋の所在地、地目、地積(床面積)等が記載されています。

② 評価額証明書
課税台帳登録事項証明書の内容に加えて、評価額が記載されています。

③ 価格通知書(登記用)
記載内容は評価額証明書と同じですが、使用目的が登記に限られます。

④ 公課証明書
評価額証明書の内容に加えて、税相当額が記載されています。

3. 納税証明書

● 各税目の年税額、納付済税額、未納税額を記載します。また、納期が来っていない税金については、「納期未到来」と表示します。また、車検の際に必要な軽自動車税の継続検査用納税証明書は、過去も含めて未納がない場合のみ発行できます。

○ 本人確認
窓口での申請者が、本人または同じ世帯の方であれば、身分証明書の提示により証明書を発行します。それ以外の方は、委任状が必要です。軽自動車税の継続検査用

納税証明書については、委任状は必要ありませんが、車検証(コピー可)の提示が必要です。

○ 手数料

1通200円です。ただし、証明書によっては手数料が異なりますので、窓口、お電話、ホームページにてご確認ください。

○ 郵送での申請

郵送でも申請することができます。次の書類を郵送してください。

- ・ 申請書(村公式ホームページ「暮らし↓税金↓税金に関する主な証明書」よりダウンロードできます。)
- ・ 申請者の身分証明書のコピー
- ・ 切手を貼った返信用の封筒
- ・ 定額小為替郵便局で購入できます。

● 問合せ先 総務部税務課

個人事業税第一期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限は9月2日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期までに納付をしてください。

納税通知書に第一期分と第二期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては、納付書をお間違えのないように御注意ください。

● 納付場所および納税方法

- ・ 金融機関、県税事務所の窓口
- ・ コンビニエンスストア、MMK設置店

※ 納付書の納付金額が30万円以下のものに限り、Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM・インターネットでのクレジット・カードによる納付

- ・ スマートフォンアプリ(PayB)による納付

● その他

領収証書が必要な方は金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。また、納税には安全な口座振替の制度もあります。御希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

● 問合せ先

西尾張県税事務所
県民税・事業税第二グループ
☎ 0586-4513169
(ダイヤルイン)
ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

事業者の皆様! 仕入税額控除の方式が変わります!

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。



詳しくはこちら
軽減税率 国税庁 検索